

少年

第479号(1) 令和8年2月(如月)発行



山梨県警察本部
生活安全部 人身安全・少年課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 島口浩二

～生きる～

『朝あけの 窓吹きいるる 春風に いづくともなき 梅が香ぞする』
(二条為世)



令和7年の中高生の自殺者数（暫定値）は532人（令和6年は529人）となり、過去最多を更新したことが明らかになった。これは単なる統計の数字ではなく、失われた命の重みを考えさせられるものであり、今の社会に生きづらさを抱えている子どもたちがいることを示しているのかもしれない。その数字の背後には、誰にも気づかれずに苦しんでいる子どもたちが、想像以上にいるのではないだろうか。子どもたちが「生きる」ことに希望を持てるようにするために、いま大人や社会の在り方が問われている。

子どもたちが抱える問題は、外からは見えにくい。家庭での悩み、学校での人間関係、友人との距離感、将来への漠然とした不安、そして社会が無意識のうちに押し付ける「こうあるべき」という価値観。それらが複雑に絡み合い、簡単にはほどけない問題として存在している。自分の気持ちをうまく言葉にできず、孤独や不安を胸にしまい込んでしまう子どももいる。時には、誰にも打ち明けられず、一人で鬱々しているのかもしれない。笑顔を見せながらも、胸の奥では不安や葛藤が揺れ動いていることもある。

だからこそ、大人一人ひとりが、自分たちのかかわり方を見つめ直す必要があるのだ。弱さや迷いを見せたとき、それを否定せずに受け止められているだろうか。日々の忙しさや慌ただしさに流され、子どもの声に耳を傾ける時間を後回しにしてはいないだろうか。生きることをあきらめずにいられる社会は、待っているだけでは生まれない。私たち大人の姿勢や日々のかかわり方によって、少しずつ形づくられていく。日常の中のほんの小さな配慮や気づきが、子どもたちの安心感につながることを忘れてはいけないのである。

生きづらさを抱える子どもたちが「ありのままの自分でいい」と安心できる社会は、きっと誰にとっても生きやすい社会だろう。笑う、喜ぶ、悲しむ、怒るといった、ありのままの感情を否定されず表現でき、つらいときには「助けて」と言える環境があってこそ、子どもは自分の存在を肯定できる。社会の理不尽さや不条理な状況で傷つく人や、生きづらさを背負う人を生み出さないことにもつながる。それは、個人の努力だけでなく、大人一人ひとりの気づきや日常のかかわりが少しずつ支えていくのである。

一人ひとりにできることは小さい。それでも、ほんの一言の声かけ、話を遮らずに最後まで聞く姿勢、そっと見守るまなざしが、誰かの生きる力になるかもしれない。学校での何気ない言葉、家庭での温かなかかわり、友人とのささやかなやり取り。その積み重ねが、子どもたちに「ここにいていい」と思わせ、生きる希望になる。日々の小さなかかわりが、少しずつ子どもの心の支えになり、生きる力を育むのだろう。自分のそんなちょっとしたかかわりが、誰かの生きる力になるのであれば、これはどうれしいことはない。

誰もがかけがえのない存在であり、たった一度の人生を生きている。

だからこそ、願わざにはいられない。生きてほしいと。

ゆかしさ

自宅のそばを通るたび、「時間があるときに寄ってみよう」と思っていた。

ふと思い出しては、「今度、落ち着いたら連絡してみよう」と心に留めていた。

いまではなくてもいい。会おうと思えば、いつでも会える。そう思い込んでいた自分がいた。

たくさんお世話になりながら、感謝の気持ちをきちんと伝えることさえできなかった。

いまは悔やむことしかできない。

大切なことほど、そのときにやらねばならなかった。伝えたい言葉は、迷わず届けるべきだった。

いまを大切に生きるということは、きっと、そういうことなのだろう。

あなたから、またひとつ大切なことを教わったような気がする。

いまはただ、あの頃を思い返して、ゆかしさを感じている。

少年の非行防止、健全育成のために

令和7年1月～12月中の「県下非行少年等検挙・補導状況」が発表となりました。概要は、下記の「非行少年等補導状況」のとおりとなっています。詳しくは、「[山梨県警察ホームページ](#)」の、「[各種統計](#)」－「[山梨県の少年非行の概況](#)」を参照してください。

『刑法犯少年』（触法少年15人を含む）の検挙・補導人員は94人、令和6年中よりも15名増加しました。成人を含めた全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は8.6%で、「学職別」でみると、中・高校生が非行の中心となっている状況です。

『不良行為少年』の検挙・補導人員は1,426人でした。「喫煙」で653人、「深夜はいかい」で497人の少年が補導されています。実に、不良行為の中で80.6%を占めるのが、「喫煙」と「深夜はいかい」となっています。このような不良行為が非行へつながっていってしまうといえるでしょう。「喫煙」や「深夜はいかい」、それに次ぐ「暴走行為」や「飲酒」等の不良行為を軽く捉えず、この段階で適切な指導ができる家庭や地域の存在が、少年の非行防止や健全育成のための大きな力となるのです。

非行少年等補導状況

区分	対比 令和7年 1～12月	令和6年 1～12月	増減	
			人員	増減率
非行少年等総数	1,559	2,539	-980	-38.6
うち)女子	303	489	-186	-38.0
非 行 少 年 計	133	124	9	7.3
うち)女子	27	31	-4	-12.9
刑法犯少年	94	79	15	19.0
うち)女子	13	12	1	8.3
犯罪少年	79	76	3	3.9
うち)女子	10	11	-1	-9.1
触法少年	15	3	12	400.0
うち)女子	3	1	2	200.0
特別法犯少年	15	9	6	66.7
うち)女子	1	1		
犯罪少年	14	9	5	55.6
うち)女子	1	1		
触法少年	1		1	-
うち)女子				-
ぐ犯少年	24	36	-12	-33.3
うち)女子	13	18	-5	-27.8
不良行為少年	1,426	2,415	-989	-41.0
うち)女子	276	458	-182	-39.7

●刑法犯	94人 (触法少年15人を含む)
学職別では、小学生	5人 (5.3 %)
中学生	22人 (23.4 %)
高校生	32人 (34.0 %)
有職少年	23人 (24.5 %)
無職少年	6人 (6.4 %)
その他	6人 (6.4 %)

※中・高校生が非行の中心となっている。

●特別法犯	特別法犯少年は、
	15人

●不良行為少年	1,426人
---------	--------

主な不良行為は、

喫煙 653人、深夜はいかい 497人で、
不良行為少年の 80.6% を占めている。

学職別では、小学生以	21人 (1.5 %)
中学生	197人 (13.8 %)
高校生	557人 (39.1 %)
大学生	60人 (4.2 %)
その他の学生	36人 (2.5 %)
有職少年	386人 (27.1 %)
無職少年	169人 (11.9 %)

少年非行の分類

■非行少年

※少年・・・20歳に満たない者

●刑法犯少年：窃盗、暴行、詐欺など、刑法で規定されている罪を犯した少年

○14歳以上20歳未満・・・犯罪少年 ○14歳未満・・・触法少年

●特別法犯少年：刑法犯以外の罪（大麻事犯、軽犯罪法違反など）を犯した少年

●ぐ犯少年：将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

■不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、薬物乱用、深夜はいかい、その他、自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年